相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県蓮田市大字黒浜六二九番地、最後の住所埼玉県さいたま市北区東大成町二丁目一九三番地五　被相続人　亡　竹内　和義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十七日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目一番一六号浦和大熊ビル四階　尾崎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　尾崎　康

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県所沢市小手指町一丁目二九番地七、最後の住所埼玉県狭山市大字水野一〇二六番地　狭山ヶ丘病院内　被相続人　亡　安次嶺　操

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十七日

埼玉県所沢市くすのき台三丁目一―一三

鳥山ビル二Ｆ　埼玉所沢法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西本　昌弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岡崎市滝町字長坂四三番地、最後の住所愛知県岡崎市秦梨町字平畑一六番地一　ケアハウスかわいの里　被相続人　亡　野村フサエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十七日

愛知県名古屋市東区白壁二―一―二一コンセール白壁三階　せせらぎ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　富田　紘矢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府八尾市末広町三丁目二番、最後の住所大阪府八尾市北木の本五丁目一一四番地ジ・アール北木の本　被相続人　亡　山口廣三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十七日

大阪市北区西天満五丁目九番七号西天満ユートビル三〇一号

相続財産管理人　弁護士　佐藤　吉浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府貝塚市堤四六番地二、最後の住所大阪府貝塚市堤二〇七番地　被相続人　亡　長見　次男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十七日

大阪市中央区北浜二丁目三番六号北浜山本ビル七階

相続財産管理人　弁護士　千葉　康平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県室戸市浮津一番町二一番地、最後の住所高知県香南市野市町西野一三四六番地一　被相続人　亡　松内　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十七日

高知県室戸市浮津三二四番地一五ライトハウス一―一〇一、事務所高知県室戸市浮津八四〇番地

相続財産管理人　司法書士　宗石　長男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県唐津市橋本町八八二番地第三、最後の住所佐賀県唐津市鏡四三〇四番地一　被相続人　亡　濵本フジエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十七日

事務所佐賀県唐津市南城内一番一号　大手口センタービル四階四〇五号室　稲津高大法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中川　正幸

公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による富山高岡広域都市計画事業戸出中之宮土地区画整理事業の左記一の者に対する換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項及び第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により当該通知書の送付に代えてその内容を左記二のとおり公告します。

記

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　高岡市戸出伊勢領二一三四番地

氏名　才川久三郎

住所　高岡市戸出中之宮六四番地

氏名　水上小右エ門

住所　高岡市戸出中之宮一三番地の一

氏名　山本　伝吉

住所　高岡市戸出町戸出五一八七番地

氏名　中野兵太郎

二　通知の内容

土地区画整理法第百三条第一項の規定により、富山高岡広域都市計画事業戸出中之宮土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。

教示

一　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に富山県知事に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）

二　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に高岡市戸出中之宮土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

三　右記一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に高岡市戸出中之宮土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを高岡市戸出中之宮土地区画整理組合事務所の掲示場において掲示します。

平成二十八年三月十七日

富山県高岡市戸出町五丁目五四番二　高岡市戸出中之宮土地区画整理組合

理事長　桶澤　辰己

第35期決算公告

平成28年3月17日

東京都品川区西五反田一丁目23番7号

株式会社タック

取締役社長　矢口　貴行

貸借対照表の要旨（平成27年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	807
	固定資産	183
	合計	990
負債及び純資産の部	流動負債	304
	固定負債	124
	株主資本	551
	資本金	80
	利益剰余金	471
	利益準備金	24
	その他利益剰余金	447
	（うち当期純損失）	(44)
	評価・換算差額等	10
	合計	990

第5期決算公告　平成28年3月16日

東京都中央区日本橋一丁目19番1号

株式会社日本旅行アカウントサービス

代表取締役社長　石井　伸幸

貸借対照表の要旨（平成27年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	86,231
	固定資産	366
	資産合計	86,598
負債及び純資産の部	流動負債	21,686
	負債合計	21,686
	株主資本	64,912
	資本金	25,000
	資本剰余金	25,000
	利益剰余金	14,912
	その他利益剰余金	14,912
	（うち当期純利益）	(2,936)
	純資産合計	64,912
	負債・純資産合計	86,598

第35期決算公告

平成28年2月26日

埼玉県本庄市小島南1丁目5番9号

サンメンバーズ株式会社

代表取締役　髙橋　祐介

貸借対照表の要旨（平成27年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,864,738
	固定資産	5,240,450
	合計	8,105,188
負債及び純資産の部	流動負債	6,551,222
	固定負債	1,047,480
	株主資本	506,486
	資本金	50,000
	利益剰余金	456,486
	資本等減少差益	△1,000
	その他利益剰余金	457,486
	（うち当期純利益）	(48,103)
	合計	8,105,188